

佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品の選定及び利用促進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、より多くの人が使用しやすいよう配慮された製品を、ユニバーサルデザイン推奨品として選定することにより、これら推奨品の普及と需要拡大を促進し、本県産業の活性化とユニバーサルデザインの推進に資することを目的とする。

(選定等)

第2条 知事は、佐賀県内で企画、製造されるユニバーサルデザインに配慮した製品を「佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品(以下「推奨品」という。)」として選定し、利用促進に努めるものとする。

2 前項の規定による選定を受けようとする者は、様式第1号により選定の申請をするものとする。

3 知事は、第1項の規定により選定したときは、当該選定の申請者に様式第2号による選定証を交付するとともに、公表するものとする。

(選定委員会)

第3条 第2条第1項の規定により知事が推奨品を選定する場合には、その適否等について、「佐賀ユニバーサルデザイン推進会議推奨品選定委員会」において審査する。

(選定対象製品)

第4条 第2条1項の規定による選定の対象となる製品は、次の各号に掲げる要件に適合するものとする。

(1) 県内に事業所を有する者により、製造加工される製品であること。

(2) 申請時において既に販売されている、又は申請から6ヶ月以内に販売されることが確実であること。

(3) 別表に定める佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品選定基準に適合していること。

(選定の有効期間等)

第5条 選定の有効期間は、選定した日の翌日から起算して3年間とする。

2 第2条第1項の規定による選定を受けた者(以下「選定を受けた者」という。)が、前項の期間が満了した場合において、その更新を希望するときは、様式第3号により申請することができる。

(変更の届出)

第6条 選定を受けた者は、選定の申請の内容に変更があったときは、当該変更が生じた日から30日以内に、様式第4号により知事にその旨を届け出なければならない。

(推奨マークの表示)

第7条 選定を受けた者は、当該製品又はその包装もしくは容器に推奨マーク（推奨マークについては別に定める）を表示することができる。

- 2 推奨マークの表示は、シールの貼付又は印刷によるものとする。
- 3 推奨マークの表示に要する経費は、選定を受けた者の負担とする。

(違反者に対する処置)

第8条 知事は、推奨マークの使用が次のいずれかに該当するときは、その使用の禁止を指示するものとする。

- (1) 第2条第1項の規定による選定を受けていない者が、推奨マークを使用しているとき。
 - (2) 虚偽の申請に基づき選定を受けた者が、推奨マークを使用しているとき。
 - (3) 選定を受けた者が、推奨品以外の製品に推奨マークを使用しているとき。
 - (4) 製品が他の知的所有権を侵害しているものと認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、推奨マークを表示した製品が、選定時の基準を著しく逸脱しているものと知事が認めるとき。
- 2 知事は、選定を受けた者が前項第2号から第5号に該当すると認めるときは、その選定を取り消すことができる。
 - 3 前項の規定による選定の取消しにより損失が生じた場合は、選定を受けた者がその責めを負うものとする。

(県の責務)

第9条 県は、事務用品等を購入する場合において、当該購入用品等の品目と品質面において同等の推奨品があるときは、当該推奨品の優先的使用に努めるものとする。

- 2 県は、市町村に対し、推奨品の優先的使用に配慮するよう要請するものとする。

(選定を受けた者の責務)

第10条 選定を受けた者はこの要綱の規程を誠実に遵守するとともに、推奨品の品質及び性能の維持に万全を期すものとする。

- 2 推奨品の使用において事故等が発生したときは、選定を受けた者がその責任を負うものとする。

なお、当該事故等の内容については、速やかに知事に報告するものとする。

(その他)

第11条 この要綱の規定に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成17年11月29日から施行する。

この要綱は、平成21年9月25日から施行する。

別表

佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品選定基準

区分	選定基準等
ユニバーサルデザインに配慮したものの	<p>次のいずれにも適合していること。</p> <p>より多くの人が使用しやすく、公平に使用できるよう配慮されていること。</p> <p>使い手や使用環境を選ばず、さまざまな使い方ができるよう柔軟性が確保されていること。</p> <p>使用法が簡単かつ明確で、使い手が直感的に操作手順を理解できること。</p> <p>使い手の能力や環境に関わらず、必要な情報が使い手に確実に伝わるよう配慮されていること。</p> <p>使用上の危険がなく、事故を未然に防ぐよう配慮されていること。</p> <p>使い手が効率よく、快適に使用できるよう配慮されていること。</p> <p>使い手の体格や姿勢、使用状況を考慮した使用空間を提供すること。</p>
品質等	<p>次のいずれにも適合していること。</p> <p>安全に長く使用でき、適正な価格となっていること。</p> <p>品質が優れており、機能性、審美性が調和していること。</p> <p>人の健康に害を与えず、自然環境に配慮していること。</p>

様式第 1 号

佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品選定申請書

平成 年 月 日

佐賀県知事

様

申請者

住所（所在地）

氏名（名 称）

代表者氏名

印

電話番号

佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品の選定及び利用促進要綱第 2 条第 2 項の規定により、次のとおりユニバーサルデザイン推奨品の選定を申請します。

1	品 目 名	
2	製 品 名	
3	価 格	
4	年間生産（販売）予定量	
5	製造事業場	所 在 地
		名 称
6	販 売 場 所	

7 製品のサイズ・重量等	
8 ユニバーサルデザインである部分とその特徴	
9 生産・販売するに当たって必要な法令	有 () ・ 無
10 添付書類等	1 当該製品 2 選定基準に適合していることを説明する書類 3 会社案内・パンフレット等 4 その他参考となる資料
11 担当者連絡先	氏名： 所属名： 電話番号：

(注) 申請書様式に記載できない場合は、別紙記載して添付してもよいものとする。

推奨番号 第 号

佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品選定証

住 所

氏 名

佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品の選定及び利用促進要綱第 2 条第 3 項の規定により、選定を受けた製品であることを証する。

佐 賀 県 知 事

選 定 年 月 日	
選 定 の 有 効 期 限	
品 目 名	
推 奨 品 名	
製 造 事 業 場 の 名 称	
製 造 事 業 場 の 所 在 地	

佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品更新申請書

平成 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者

住所（所在地）

氏名（名称）

代表者氏名

印

電話番号

佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品の選定及び利用促進要綱第5条第2項の規定により、次のとおりユニバーサルデザイン推奨品の更新を申請します。

1 推奨番号	第 号
2 品目名	
3 製品名	(変更の有無) 1 有 2 無
4 価格の変更の有無	1 有 2 無 (変更後)
5 年間生産(販売)量	
6 製造事業場の変更の有無	1 有 2 無 (変更後) 所在地 名称
7 販売場所	

8 生産の形態	1 受注を受けてから生産している 2 受注を受けなくても生産し、注文販売している 3 受注を受けなくても生産・販売している			
9 製品の仕様の変更の有無 (サイズ、重量やデザイン等)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">1 有</td> <td rowspan="2" style="width: 50%; vertical-align: middle; text-align: center;">(変更後)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 無</td> </tr> </table>	1 有	(変更後)	2 無
1 有	(変更後)			
2 無				
10 ユニバーサルデザインである部分とその特徴				
11 生産・販売するに当たって必要な法令	1 有 () 2 無			
12 選定後の状況	1 製品紹介にあたっての活用状況 (例)パンフレットやホームページでの紹介等			
	2 選定後の効果 (例)問合せや販売への影響など			
13 担当者連絡先	氏名： 所属名： 電話番号：			

(注) 申請書様式に記載できない場合は、別紙記載して添付してもよいものとする。

佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品変更届出書

平成 年 月 日

佐 賀 県 知 事 様

申請者

住所（所在地）

氏名（名 称）

代表者氏名 印

電話番号

佐賀県ユニバーサルデザイン推奨品の選定及び利用促進要綱第 6 条の規定により、次のとおり推奨品の変更について届け出ます。

1 推奨番号		
2 推奨品名		
3 変 更 内 容	変 更 前	変 更 後

（注）変更届出書様式に記載できない場合は、別紙記載して添付してもよいものとする。